

別紙2

青森市企業誘致プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル選定基準

企画提案の審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目・審査の視点		配点
a 動画の規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年用の動画を 90 秒・30 秒バージョンの計 2 本制作することとしている。 ・ サテライトオフィス設置の推進に資する本市の魅力について、「豊かな自然環境」、「アクセスの優位性」、「オフィス設置環境」の 3 項目を収めている。 ・ 動画の一部又は全部に BGM やナレーションを挿入している。 	30
b 映像案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴者にとって理解しやすい内容となっているか。 ・ 視聴者の興味を惹く内容であるか。 ・ 映像の内容・素材の選定が事業目的に沿っているか。 	60
c 業務見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算方法は明確で適正であるか。 	5
d 過去の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似・関連業務の実績があるか。(過去 5 年間) 	5
合計点		100